

# 坂田社労士事務所便り

## 平成 18 年度の年末調整について

### 年末調整を行う理由

給与を支払う事業主は、毎月(日)の給与の支払いの際、「源泉徴収税額表」によって所得税を給与から控除しますが、毎月控除した所得税の1年間の合計額と、年間の給与総額にかかってくる所得税の年額とは一致していません。一致しない理由として、1.1年の途中で扶養親族等に異動があっても、異動後からの税額が修正されるだけで遡って各月の所得税が修正されない、2.配偶者特別控除や生命保険料、損害保険料等が控除されていない、などがあげられます

### 昨年との相違点

平成 17 年度と大きく異なる点は、「定率減税額」の引下げです。平成 17 年度は所得税額の 20 パーセント相当額（最高 25 万円）が減税されていましたが、平成 18 年度は、昨年の半分の所得税額の 10 パーセント相当額（最高 12 万 5,000 円）が減税されます。

さらに平成 19 年度は、定率減税が廃止されます。また、勤労学生控除の対象となる専修学校および各種学校の設置者の範囲に、「文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者」が追加されています。

昨年から引き続き、配偶者控除の適用を受けている方は配偶者特別控除を受けることができません（本人の所得が1,000万円を超える方にも配偶者特別控除は適用されません）。老年者控除も平成 17 年分以後の所得税から廃止されています。

### 平成 19 年以後の改正点

定率減税の廃止に伴い、平成 19 年 1 月からの「源泉徴収税額表」が変更となりますので、1 月支払の給与から所得税の徴収額が変更となります。

損害保険料控除が改組されることになり、長期損



害保険料と短期損害保険料の合計額（最高 15,000 円）の控除となっていたのが、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額（最高 5 万円）を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされることとなります。

## 話題の「ホワイトカラー・イグゼンプション」とは

アメリカの「ホワイトカラー・イグゼンプション」

「ホワイトカラー・イグゼンプション」は、一定の要件に該当する労働者については、何時間働かせても、使用者は割増賃金を支払う必要がないという制度であり、アメリカでは労働者の 2 割以上が当てはまるとされています。アメリカの公正労働基準法（FLSA）と労働長官の規則によると、例えば、部下を 2 人以上管理している労働者で、年収が 280 万円程度以上あれば、概ね管理職とされています。アルバイトを含め 2 人以上を管理監督していれば、管理職として時間管理をされず、割増賃金も支払われないのです。また、主要プロジェクトのチームリーダーや保険会社の

アジャスターのような人も広く含まれます。

しかし、アメリカでは、使用者が違法に残業代を払わないで裁判になるケースも続出しています。あるレンタカーチェーンでは、3人のショップの従業員にそれぞれ、「マネージャー」、「アシスタントマネージャー」、「マネージャー見習い」という肩書きをつけて、「全員マネージャーだから、管理職だ」として、一切割増賃金を支払っていなかったため、従業員から集団訴訟を起こされ、巨額の賠償金を支払わされました。

日本版「ホワイトカラー・イグゼンプション」

現在、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において、アメリカと同様の「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入について議論が行われており、厚生労働省は来年の通常国会に労働基準法の改正案として提出する方針です。

管理職一步手前の労働者を対象に、一定の年収や休日確保などを条件に労働基準法の週40時間の労働時間規制を除外するもので、時間外労働については残業代が支払われないというものです。

過労死した労働者の遺族の反応

この制度の導入については反対の意見も多く、過労死で亡くなった労働者の家族やうつ病などで健康を害した労働者らが、先日、厚生労働省などに対して反対の申入れを行い、「制度は長時間労働を助長する。私たちの悲しみ苦しみを二度と繰り返してほしくない」と訴えました。

申入書では、長時間労働の実態や危険性を訴え、制度の導入で違法な労働状態が合法化される危険性を指摘し、過労死やストレスにおびえることなく、安心して働けるルールの確立を求めています。

## 「年収130万円」の壁、働き方で変化？

「年収130万円」未満の意味

働く時間と日数が正社員のおおむね4分の3未満で、年収が130万円未満である場合、配偶者が加入する厚生年金保険や健康保険の被扶養

者となり、健康保険や年金の保険料を負担しなくても給付が受けられるようになります。しかし、この「年収130万円」の内容が職業などにより異なることは意外と知られていないのではないのでしょうか？

額面通りでない職業も

サラリーマンの夫を持つ妻の場合、妻がパートで働いているときは、給与、公的年金などすべてが収入となりますので、これらを足し合わせて130万円未満かどうか問題となります。

一方、妻が自営業者だと、売上からその売上を得るための必要経費を控除した金額を年収として扱います。この経費には、消耗品や研修費など実際に使用した金額以外に、パソコンや車を購入した場合の減価償却費も含まれます。したがって、妻が自営業者なら売上130万円以上であっても夫の扶養になれることがあります。

また、妻の働き方だけでなく、夫の会社の健康保険組合の規約によっても被扶養者になれるかが異なります。健康保険組合の中には、規約で年収130万円未満でも、103万円を超えていると被扶養者にはならないと決めている組合もあるからです。

現実はどうか？

本来、年収103万円以下は税法上の扶養親族、130万円未満は社会保険の被扶養者の認定基準ですが、混在しているのが現状です。いずれにしても、国民年金に加入している夫を持つ妻は、働き方や収入にかかわらず、医療も年金も自身で保険料を支払います。パートに出て厚生年金に加入したほうが社会保険料も安く年金額も増えることがあるのが現実のようです。一般的に、サラリーマンに扶養される第3号被保険者は有利だと言われていますが、政府はパートを厚生年金に加入させることを検討中です。今までのように制度に合わせて働き方を選ぶ時代が終わりつつあるのではないのでしょうか。